1 青少年の体験活動

- 体験活動は人づくりの「原点」であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての子どもたちに対し、教育活動の一環として体験活動の機会を意図的・計画的に提供することが大切である。
- (1) 学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進
 - ・学校外での子どもの体験活動の充実においては、地域や家庭が果たす役割は大 変重要である。
 - ・地域社会や保護者は、子どもがその成長に合わせて様々な体験ができるよう、 体験活動の機会を提供する必要がある。
 - ・地域や行政、学校、民間団体等は、子どもと保護者が参加できる体験活動の機会を設けるとともに、体験活動に関する情報提供を行うなど、学校・家庭・地域が連携して体験活動を推進していく必要がある。

1 青少年の体験活動

(2) 体験活動の定義

- ・体験活動は、意図的かどうかを問わず、直接、自然や人、社会等と関わる活動 を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。
- ・体験活動の定義については、平成19年の中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」において、主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験するものに対して意図的・計画的に提供される体験」とされている。
- ・特に社会教育や学校教育の場において、体験活動を提供する場合は、教育的な 目的・効果を十分に考慮する必要がある。
- ・体験活動そのものを目的とする場合と、体験活動を手段として何かを学び取らせる場合を区別しながら、議論する必要がある。
- ・「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類されます。一つ目は、生活・文化体験活動であり、例えば、放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動地域や学校における年中行事である。

1 青少年の体験活動

- ・体験活動そのものを目的とする場合と、体験活動を手段として何かを学び取 らせる場合を区別しながら、議論する必要がある。
- ・「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類される。
- ・一つ目は、生活・文化体験活動であり、例えば、放課後に行われる遊びやお 手伝い、野遊び、スポーツ、部活動地域や学校における年中行事である。
- ・二つ目は、自然体験活動であり、例えば、登山やキャンプ、ハイキング等の 野外活動、または星空観察や動植物観察といった自然・環境にかかる学習活 動である。
- ・三つ目は、社会体験活動であり、例えば、ボランティア活動や職場体験活動、 インターンシップである。

1 青少年の体験活動

- (3) 青少年の体験活動の意義・効果について
 - ・家庭学習やネット利用も含めた望ましい生活習慣の定着に向けても、体験活動 は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人と関わりながら体験を 積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能 力を養うという効果がある。
 - ・体験活動は、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力等を育むために不可欠である。
 - ・規範意識や道徳心の育成においても、体験活動の意義は大きく、自然体験、生活体験の豊富な小・中学生ほど、道徳観、正義感が高い傾向にあるという調査結果があり、青少年期の多様な体験活動が有効である。

1 青少年の体験活動

- (4) 学校教育における体験活動の推進
 - ・学校教育法では、「小学校においては、(略)教育指導を行うに当たり、自動の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。
 - ・この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携 に十分配慮しなければならない。(中学校、高等学校、中等教育学校、特別 支援学校にも準用)」とされている。
 - ・小学校学習指導要領では、「自動が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた他県活動を重視し、家族や地域社会と連携しつつ、体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。(中学校、高等学校、特別支援学校の各学習指導要領も同様)」と体験活動の重要性が示されている。

※参考文献:「中央教育審議会答申『今後の青少年の体験活動の推進について』(平成25年1月21日)」

2 社会教育関係団体

- 「社会教育関係団体」とは、社会教育法第10条で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを目的とするものをいう。」と規定されている。
- 社会教育関係団体には、PTA、女性団体、青年団体のほかに、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会など、子どもたちの健全育成を目的とする少年団体がある。

(1) PTA

・PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とし、保護者と教職員が協力して、学校及び家庭における教育に関す理解を深め、また、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため、会員相互の学習その他必要な活動を行う自主的な団体である。

2 社会教育関係団体

- ① 学校及び家庭における教育の理解について
 - ・学校と家庭が、それぞれ教育の責任を分担し、密接な関係を保ちながら児童 生徒の指導が十分に行われるよう、学校における指導の方針や、家庭におけ る教育の在り方等について、相互の理解を深める場として期待されている。
- ② 児童生徒の校外における生活の指導について
 - ・学校の教育方針に基づく校外の生徒指導に協力するとともに、健全な遊びや 規律ある集団活動などを通して、児童生徒の心身の発達を促すよう、適切な 指導を行うことや、少年団体等の育成を助ける役割が期待されている。
- ③ 教育環境の改善について
 - ・児童生徒が生活する地域環境を教育的に改善し、また、児童生徒の校外における生活の安全を確保することが重要であり、例えば、遊び場の整備、交通安全施設の設置、危険地域の改善などを促進することが期待されている。
 - ・家庭、地域社会それぞれについて、子どもたちを取り巻く環境が著しく変化し、家庭や地域社会の教育力低下が指摘されている今日、学校と家庭、さらには、地域社会を結ぶ架け橋としてのPTA活動への期待は、ますます高いものとなっている。

2 社会教育関係団体

(2) 子ども会

- ・子どもは遊びを好み、複数いれば仲間で遊ぶ。しかも、遊びが共通の興味をもつものであれば、その共通の目的のもとにお互いが平等であるという仲間意識が生まれ、集団がつくられる。
- ・こうした子どもの遊びの仲間を組織化し、大人の力添えによる継続的な活動を することによって、子どもの心身の健全な成長を図ることを目的とした集団 が子ども会である。
- ・子ども会は、大人の団体と違って、遊びによる活動を基盤とした特色をもつ団体ですが、その運営内容は、次のように考えることができる。

2 社会教育関係団体

- ・ある一定地域に住む子どもを対象に、年齢の異なるメンバーで構成する。
- ・参加は自由であり、子どものニーズに基づいて活動内容を編成し活動する。
- ・独自の活動目標をもち、指導者の援助のもとに子どもが自主的に運営する。
- ・親や教員を含む地域の人々の理解、援助に支えられて、地域に根ざした活動をする。
- したがって、対象が同じ少年であっても、目的団体として活動するボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、スポーツ少年団などの団体とは、その性格を異にするものと言える。

3 青少年教育施設

- 学校教育として行われる宿泊研修や学校外の自然体験活動その他の体験 活動で利用できる青年の家や少年自然の家等を「青少年教育施設」といい、 誰もが、目的に応じて利用することができる。
- 「道立青年の家」や「道立少年自然の家」の名称については、平成26年4月から「北海道立青少年体験活動支援施設(ネイパル)」と変更した。

3 青少年教育施設

(1) 学校教育での活用

- ・教育課程には、修学旅行などを含む学校行事やクラブ活動などが、「特別活動」として位置付けられており、多くの学校が学校教育の一環としてネイパルなどを利用して遠足(旅行)・集団宿泊的行事などを行っている。
- ・遠足(旅行)・集団宿泊的行事は、社会教育施設の中で行われる学校教育であり、子どもたちが、平素と異なる生活環境の中で、自然や文化等に親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験を積むことをねらいとしている。
- ・自然体験活動や創作体験活動など、「総合的な学習の時間」のほか、部活動の 合宿等にも利用することができる。利用に当たっては、引率者が事前に施設 の使い方やプログラム・安全管理などについて、施設の職員と打合せを行う ことで、より大きな効果を上げることができる。

3 青少年教育施設

- (2)施設が主催する事業への参加
 - ・青少年教育施設では、学校教育での利用のほか、施設の設備や近隣の自然環境 などの教育資源を活用して、独自に参加者を募集して「主催事業」を実施し ている。
 - ・学校外活動を活性化するためには、身近な場所における日常的な活動の促進は もちろんであるが、青少年教育施設における体験活動へも大きな期待がかけ られている。
 - ・施設が主催する事業の案内は、施設の近隣にある各学校へも送付されているほか、各施設のホームページでも見ることができる。

4 その他 (参考資料)

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (令和4年8月中央教育審議会生涯学習分科会)



○ 社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(令和5年8月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)



○ 中央教育審議会「今後の青少年の体験活動の推進について」 (平成25年1月21日)



○ 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」 (令和元年度調査)



道立青少年教育施設(施設情報)

